

新監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成28年7月1日

新潟市監査委員	貝瀬	壽夫
同	宮本	裕将
同	水澤	仁
同	小泉	仲之

監査結果の報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

文化スポーツ部、観光・国際交流部、環境部、農林水産部、会計課

第3 監査の範囲

平成27年4月～平成28年2月末までの財務等に関する事務

第4 監査の実施時期

平成28年3月7日～平成28年7月1日

第5 監査の方法

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合规性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

1 収入事務

収入に係る手続き及び時期は適正か。

2 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

3 契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

4 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 その他

事務の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

第6 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

1 指摘事項

(1) 歳入の調定事務において、不適切な事務処理が行われていたもの

(文化スポーツ部文化政策課)

新潟市民芸術文化会館において、指定管理者が自主事業でレストラン等を設置するため、平成27年度に係る行政財産使用許可申請書を平成27年3月16日に提出した。提出を受けた文化政策課は、速やかに使用許可を決定し調定を行うべきであったが、事務処理が遅延したため、行政財産使用許可書と納入通知書の発送が平成27年7月8日となった。その際に、財産条例の規定との整合性を図るため、調定の日付を平成27年4月1日に遡り、併せて納期限も5月1日としていた。本件の外にも、新潟市水族館などの文化政策課所管の施設において、同様の事例が11件あった。

なお、新潟市民芸術文化会館については、平成26年度分の申請においても、調定等の日付の遡りはなかったが使用許可書と納入通知書の発送の遅れが見受けられた。

平成27年度 主な遡り調定一覧

	新潟市民芸術文化会館 使用目的 レストラン、ショップ等	新潟市音楽文化会館 使用目的 喫茶レストラン、自動販売機	新潟市水族館 使用目的 レストラン・売店等
	7,586,829円	411,057円	5,355,015円
申請日	平成27年3月16日	平成27年3月8日	平成27年3月31日
許可書・納入通知書発送日	平成27年7月8日	平成27年7月8日	平成27年6月23日
調定日(通知書記載)	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
納期限(通知書記載)	平成27年5月1日	平成27年5月1日	平成27年5月1日

調定や納入通知の事務処理においては、その性質上、著しく遅延する事態は避けるべきであり、また、納期限を遡ることは、社会通念上の信義に反し、納入通知書そのものの有効性に疑いを生じさせる行為である。

歳入を収入するにあたっては、地方自治法第231条の規定に基づき、調定を行い、その後に納入義務者に対し納入の通知をしなければならないが、納期限は金額、納入場所等とともに、納入通知における主要な構成要素であり、やむを得ず

事務処理が遅れた場合であっても、実際に納入義務者が納めることのできる期限を設定し、納入通知を行うべきである。

調定日等の遡りを行うことは、自らの事務処理の遅れを糊塗し、形式的な体裁を保とうとしたものであり、納入義務者に不利益が生じる恐れがあることを考慮しておらず、不適切な事務の執行と言わざるをえない。今後は、事務処理に遅延が生じないように、業務の実態や進捗状況を把握するとともに、コンプライアンスを徹底し、市民の信頼確保に努められたい。

【合規性】

○地方自治法第 231 条

普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

○地方自治法施行令第 154 条

歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、納入の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。

(2) 契約事務において、不適切な事務処理が行われていたもの

(農林水産部農業活性化研究センター)

工事の発注に際しては、当該工事に必要な内容を記載した仕様書を作成し、これに基づき見積合わせを行うなどにより受注者の決定を行うべきところ、本件においては建築基準法上防火のために既存建物の改修が必要となることを失念しており、このことが工事発注後に判明したため、工期に大幅な遅延が生じ、年度内に工事完了ができないこととなった。

本来、工事の年度内完了が難しいと分かった時点で、当該工事の次年度繰越に必要な手続きなど十分な検討を行う必要があったが、受注者に瑕疵がないことを理由として、次年度の一者随意契約を念頭に、受注者が負担した経費も補てんしないまま工事請負契約約款を根拠として契約の解除を行った。加えて、契約解除の際には、受注者への文書による解除通知が必要なところ、その起案もすることなく、所長への口頭報告により、電話で工事契約の解除を通知していた。

さらに翌年度、建築確認の協議後に作成した新たな仕様書に基づき受注者を決定するにあたっては、改めて見積合わせを行うことなく、前年度の受注者が建築部材の発注等を行っていたことを理由に、当初の受注者と一者随意契約を締結していた。

本件における一連の事務処理は、契約解除の方法や一者随意契約の根拠規定の解釈を含め、契約の公正性確保の観点からは適切とは言えず、事務処理の誤りを糊塗して、形式的な体裁を保とうとしたものである。

本来、発注者は事案に係る状況を十分に確認のうえ善後策を検討し、受注者に不利益を及ぼさないことにも配慮しながら、契約履行や予算執行のあるべき手続きを行うことにより、発注者としての責任を果たすべきであった。

今後は、契約事務を含め、不適切な事務処理が生じないよう組織的なチェック体制を整備するとともに、コンプライアンスを徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

【合規性】

○建築基準法

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第 18 条

2 第六条第一項の規定によって建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない

○新潟市契約規則

(契約の解除)

第 36 条

4 第 1 項の規定による契約の解除は、書面をもつてしなければならない。ただし、第 32 条第 1 項本文の規定により契約書の作成を省略したときは、この限りでない。

○工事請負契約約款

(発注者の任意解除権)

第 46 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第 45 条第 1 項、第 45 条の 2 第 1 項及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 その他（軽微な事務処理誤り等）

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 38 件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

（1）収入事務に関すること（計 6 件）

- ・ 使用料の決裁における専決区分誤り
- ・ 徴収（収納）事務委託の告示漏れ

（2）現金取扱事務に関すること（計 1 件）

- ・ タクシーチケットの管理体制の不備

（3）支出事務に関すること（計 7 件）

- ・ 時間外勤務手当の支給誤り

（4）契約事務に関すること（計 6 件）

- ・ 委託契約及び物品購入における専決区分誤り
- ・ 一者随意契約審査委員会未審査のままの契約締結

（5）指定管理に関すること（計 4 件）

- ・ 再々委託を実施

（6）補助金・負担金に関すること（計 5 件）

- ・ 交付申請受理・交付決定・経費執行伺の未処理
- ・ 失効している補助金交付要綱を更新せず事業実施

（7）財産管理事務に関すること（計 8 件）

- ・ 行政財産使用許可漏れ
- ・ 行政財産使用許可による光熱水費の積算漏れ

（8）その他（計 1 件）

- ・ 実行委員会の委託料の支出内容における誤り

第7 推奨事例

環境部廃棄物施設課において、焼却施設である白根グリーンタワーを平成 24 年度から、また、新津クリーンセンターを平成 28 年度から運転停止したことにより、施設経費や人件費など約 347,000 千円の経費削減が見込まれ、財政面での効果が見られた。さらに、ごみの焼却を発電施設を有する新田・亀田両焼却施設に集約化したことから、これまで白根・新津の両施設が排出していた、エネルギー使用による二酸化炭素 (CO₂) 排出量約 3,400 トンの発生が抑制され、環境面での効果も見られた。これは、新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）の目標達成に向けた取組みの推進にも寄与するものとなっている。

また、環境部廃棄物対策課では、古紙の集団資源回収が進んでいなかった秋葉区において、平成 26 年度からモデル事業としてコミュニティ協議会（以下「コミ協」という。）単位で集団資源回収を段階的に開始し、平成 27 年度からは区内の全コミ協で実施された。その結果、これまで行ってきた行政回収が不要となり、年間約 6,116 千円（24.9%）の経費削減が図られた。この秋葉区におけるモデル事業は、市の財政運営上の評価のほか、コミ協にとっても一定の収入確保となることから、地域振興面での効果も期待できる。

本市の財政状況が厳しい中、上記 2 課は歳出の削減につながる取組みを行っており、「新潟市行政改革プラン 2015」で重点改革項目に掲げられた「持続可能な財政運営の確立」の観点から推奨するものである。

施設の管理運営においては、サービス水準を維持しながら、施設の集約や複合化等により施設数の削減や施設最適化を進めるなど、ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営の推進も期待されるところである。

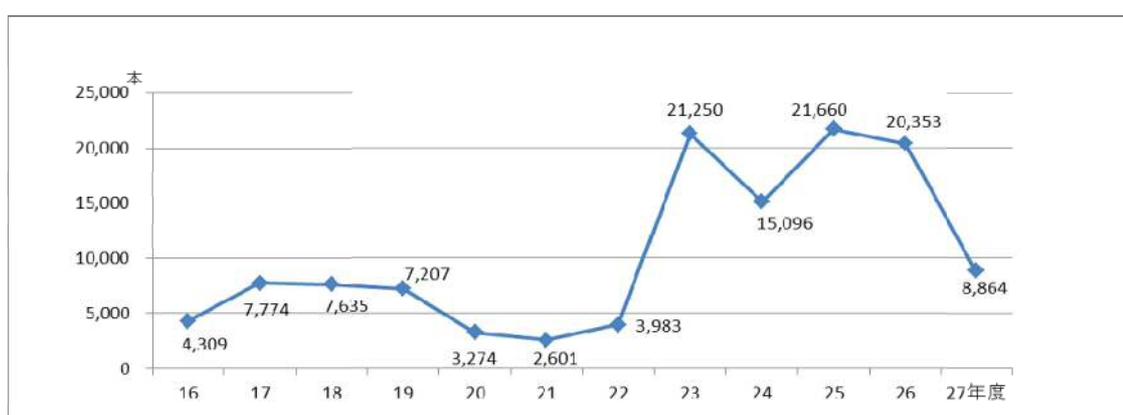
第8 意見

松くい虫被害対策事業のあり方について

(農林水産部水産林務課)

本市の森林面積は、平成28年3月31日時点で5,438ヘクタールであり、そのうち保安林面積は1,090ヘクタールとなっている。本監査において、保安林における松くい虫の被害状況の推移を確認したところ、平成23年度に被害が激増し、平成24年度に減少したものの、その後再び増加し、平成27年度に減少に転じている状況が見られた。(第1図、第1表)

【第1図 松くい虫被害本数の推移(市全体)】



【第1表 松くい虫被害本数の推移(区別)】

区名	地区名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		計	内訳	計	内訳	計	内訳	計	内訳	計	内訳	計	内訳
北区	豊栄	627	0	2,942	0	5,586	0	10,283	0	9,444	0	2,315	0
	南浜		627		2,942		5,586		10,283		9,444		2,315
中央区	西海岸	0	0	0	0	3	3	1	1	28	28	90	90
秋葉区	新津	13	13	30	30	7	7	34	34	48	48	29	29
	小須戸		0		0		0		0		0		0
西区	青山・上新栄町	2,353	524	14,455	631	4,720	574	8,483	1,385	7,777	2,926	5,107	2,298
	内野・四ツ郷屋		1,829		13,824		4,146		7,098		4,851		2,809
西蒲区	巻	990	969	3,823	3,792	4,780	4,771	2,859	2,796	3,056	2,971	1,323	1,262
	岩室		21		31		9		63		85		61
計			3,983		21,250		15,096		21,660		20,353		8,864

これらの増減要因としては、ヘリコプターによる薬剤散布(以下「ヘリ散布」という。)の実施の有無が考えられる。平成22・23年度は従来実施していたヘリ散布を中止したことにより、平成23年度に大幅に増加したものと見られる。平成24年度は西区・西蒲区でヘリ散布を再開したこともあり、本市全体で被害本数は減少している。一方、その時点で北区においては被害の激化が始まっており、より予防を

確実なものとするため、地上散布に替え平成 25 年度からヘリ散布を開始したが、すでに被害が厳しい状況にあったことからすぐには効果を得ることができず、平成 25・26 年度の被害拡大に繋がったものと考えられる。(第 2 図)

【第 2 図 被害状況写真（新潟市統合型地理情報システムより）】

① 北区南浜船溜まり裏



(平成 20 年度)



(平成 26 年度)

② 西区四ツ郷屋浜入口交差点付近



(平成 20 年度)

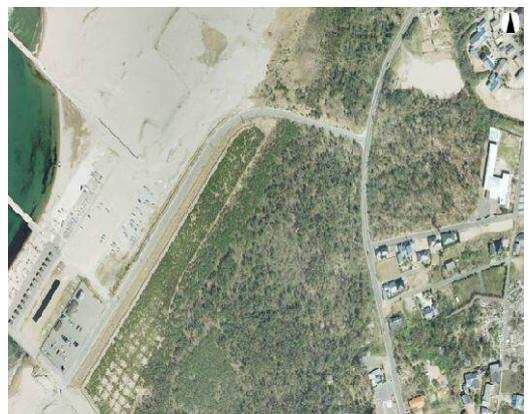


(平成 26 年度)

③ 西蒲区巻漁港入口



(平成 20 年度)



(平成 26 年度)

さらに、被害の拡大を防ぐため、平成 25 年度からは補正予算も含め大幅な経費の増額を行い、ヘリ散布の継続実施をはじめ被害木の全量駆除の徹底に努めてきたことによる効果が出始め、平成 27 年度には被害が大幅に減少している。(第 2 表)

【第 2 表 松くい虫防除関係事業決算額の推移】

(単位:千円)

決算額	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	31,021	51,675	64,256	132,545	142,434	92,228

※ 予防費, 駆除費, 調査費含む

※ 平成 27 年度は決算見込

所管課は松くい虫の習性や被害発生システムを新潟県の森林研究所や治山課とともに分析し、平成 26 年度に「新潟市松くい虫防除方針」を策定していた。策定後は、各区も含めた検討会議を開催し、この方針に基づいた対応の徹底を図っている。

また、新潟県内の松くい虫被害が平成 25 年度に過去最大となったことを受け、新潟県は「松材の移動・利用に関するガイドライン」を作成し、ホームページで公表しており、市民が本市のホームページからもアクセスすることが可能となっていることを確認した。

さらに、特に被害が大きい 3 区について、既に失われた海岸保安林の再生に向けた対応を確認したところ、以下のとおりであった。(第 3 表)

【第 3 表 海岸保安林の再生に向けた取組状況】

区名	取組状況
北区	平成27年度から本市の海辺の森整備事業(県補助対象事業)として植栽を実施中。 (平成27年度契約分:抵抗性クロマツ 約8,000本)
西区	平成25年度から県の治山事業として植栽が順次進められている。(四ツ郷屋地区まで着手済)
西蒲区	今後、西蒲区においても県の治山事業として植栽が実施される予定。

現在は、松くい虫被害の拡大を防ぐため、徹底した被害木調査、予防、駆除による防除が実施されていることと併せて、土質改良の試験的实施や、被害木調査におけるドローン活用の研究など、新たな対応策が検討されている。また、既に失われた海岸保安林の再生に向けて、県の治山事業による植栽などに加えて、本市においても植栽を開始した状況にあり、これらについては環境保全の点からも一定の効果が見込まれる。

夏季に高温少雨となった場合には、マツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリの行動が活発になることなど、松くい虫の被害は気象状況の影響を受けるほか、樹木の抵抗性などの要因によるものもあると言われている。

また、全国的には松くい虫被害は減少傾向にあるが、高緯度・高標高地域では被

害が増加している傾向が見受けられる中、平成 27 年 8 月に決定された「農林水産省気候変動適応計画」では、地球温暖化のためマツノマダラカミキリの生息域が拡大し活動が活発化することにより、将来、松くい虫被害が拡大する懸念があるとして、マツノザイセンチュウに対して強い抵抗性を有する樹木の品種開発や森林被害のモニタリング実施などを、今後の取組みとして記載している。

今後も継続して松くい虫の被害を防いでいくことは決して容易なことではないと思われる。海岸保安林は飛砂防止や防風のほか、自然のおもむきを保つことや保養機会の提供などまちづくりにも欠かせない機能を担うものであり、それらが大きく失われた地域もあることから、本市としても、徹底した防除を継続的に実施するほか、県や大学などの研究機関等と連携し効果的な防除に関する研究や分析を継続するとともに、地域や市民と協力しながら植栽事業を積極的に進めていくことにより、海岸保安林を守り育てる取組みを進めていくことが重要である。